

新型インフルエンザ等対策 政府行動計画(案)の概要

新型インフルエンザ等対策政府行動計画（案）概要

政府行動計画に基づき、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進

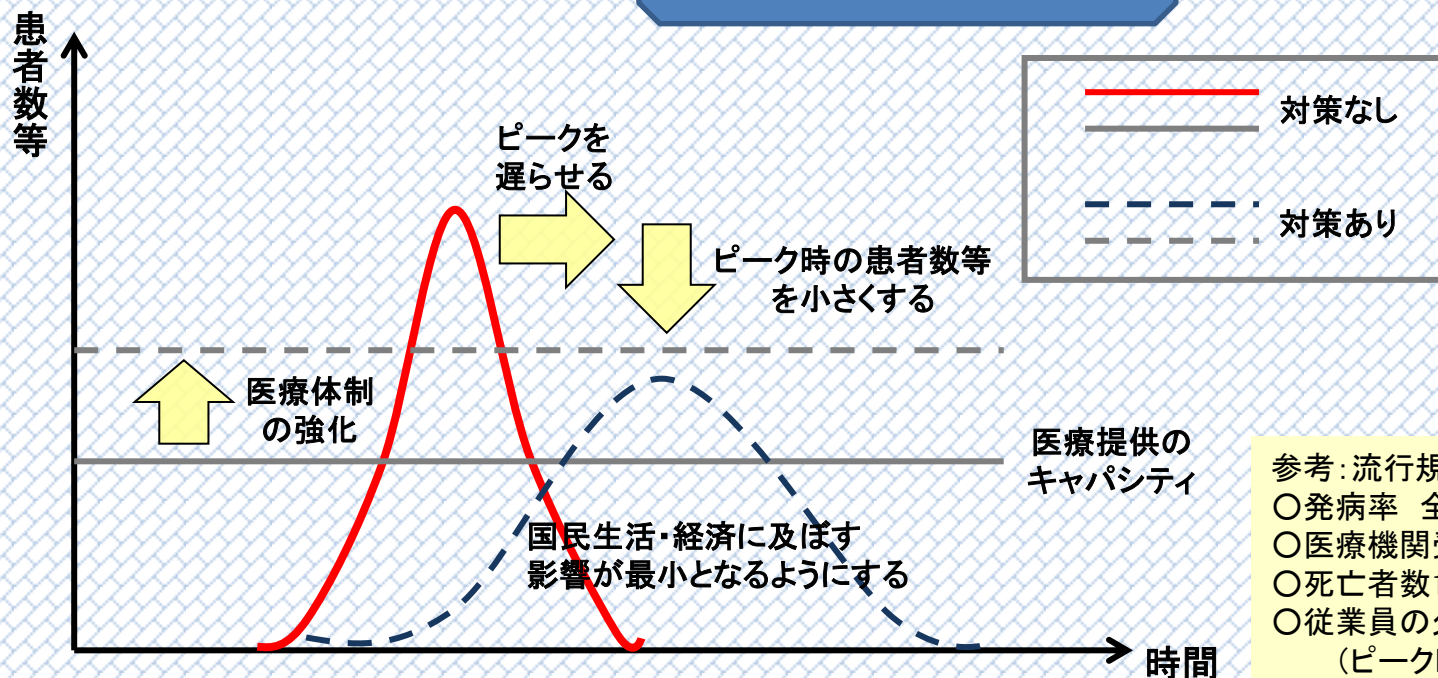
対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- 国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ※社会状況に応じて臨機応変に対応する。
 - ※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

対策の効果 概念図



参考：流行規模・被害想定

- 発病率 全人口の約25%
- 医療機関受診患者数1,300万人～2,500万人
- 死亡者数17万人～64万人
- 従業員の欠勤最大40%程度（ピーク時の約2週間）

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在のわが国の医療体制等を一切考慮していない。

政府行動計画のポイント

- 特措法に基づく初の行動計画。
- 特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載。

1. 新型インフルエンザ等に対する体制

2. 感染拡大防止

3. 予防接種

4. 新感染症

5. 留意事項

● 従来の行動計画（平成23年9月新型インフルエンザ閣僚会議決定）との比較表

- 指定（地方）公共機関の役割等を新たに規定
- 基本的対処方針等諮問委員会等の位置づけを新たに規定
- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の運用を新たに規定

- 法定化された不要不急の外出自粛等の要請等について規定
- 法定化された施設の使用制限の要請等について規定

- 法定化された特定接種の対象となり得る業種等を新たに明らかにした
- 住民接種の接種順位の基本的考え方を規定

- 行動計画の対象を新感染症に拡大

- 基本的人権の尊重について記載を充実
- 記録の保存について新たに規定

発生段階ごとの対策の概要

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の考え方	- 国内発生をできる限り遅らせる - 国内発生に備えての体制整備	- 流行のピークを遅らせるための感染拡大防止策を実施 - 感染拡大に備えた体制整備	- 感染拡大防止策から被害軽減に変更 - 必要なライフライン等の事業活動を継続	- 第二波に備えた第一波の評価 - 医療体制、社会経済活動の回復
実施体制	国、地方公共団体、指定公共機関等を挙げての体制強化 - 対策本部の設置（政府・都道府県） ※疑いの段階で必要に応じ、閣僚会議を開催 - 基本的対処方針の決定 等	国内発生の初期に必要なに応じ政府現地対策本部の設置 ★必要に応じて緊急事態宣言（市町村対策本部の設置） 等	国内感染の拡大に伴う基本的 対処方針の変更 等	- 基本的対処方針の変更 - 対策の見直し 等
サーベイランス・情報収集	発生段階に応じたサーベイランスの実施 - 国際的な連携による情報収集 - 国内発生に備えたサーベイランス体制の強化 等	- 新型インフルエンザ等患者の全数把握 - 患者の臨床情報把握 等	- 入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握 - 集団発生の把握（患者の増加に伴い全数把握は中止） 等	- 各国の対応に係る情報収集 - 引続き学校等における集団発生状況の把握 等
情報提供・共有	一元的な情報発信、国民への分かりやすい情報提供 海外での発生状況情報提供 等	- 地方公共団体との情報共有の強化、国民への情報発信の強化 - コールセンターの充実・強化 等	同左	- 情報提供のあり方の見直し - コールセンター等に寄せられた問い合わせのとりまとめ 等

（注）段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の 考え方	- 国内発生をできる限り遅らせる - 国内発生に備えての体制整備	- 流行のピークを遅らせるための感染拡大防止策を実施 - 感染拡大に備えた体制整備	- 感染拡大防止策から被害軽減に変更 - 必要なライフライン等の事業活動を継続	- 第二波に備えた第一波の評価 - 医療体制、社会経済活動の回復
まん延防止・ 予防	- 水際対策の開始 - ワクチンの確保 - 特定接種の準備・開始 等	- 住民に対する予防接種の開始 - 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 ★外出自粛要請 ★施設の使用制限 等	- 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 - 住民に対する予防接種の継続 ★外出自粛要請 ※ ★施設の使用制限 ※ ※患者数増加に伴い医療体制の負荷が過大となる特別な場合 等	第二波に備えた住民に対する予防接種の継続 等
医 療	- 国内発生に備えた医療体制整備 「帰国者接触者外来」の設置 等	- 専用外来における医療提供の継続 - 必要に応じた全医療機関における診療の開始 - 診断・治療に資する情報等の医療機関への提供 - 抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導 等	- 医療従事者に対する従事要請及び補償 - ファックスによる処方せん送付 - 備蓄している抗インフルエンザ薬の使用 ★臨時の医療施設の設置 等	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 等
国民生活及び国民 経済の安定の確保	- 指定公共機関等の事業継続に向けた準備 - 職場における感染予防策の準備 等	- 消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請 ★指定公共機関は業務の実施のための必要な措置を開始 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定 等	- 消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定 ★物資の売渡しの要請 ★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 ★権利利益の保全 等	★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 等

(注) 段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

未発生期（事前の準備）

- ・行動計画等の作成（国、地方公共団体、指定公共機関等） / ・訓練の実施 / ・感染症や公衆衛生に関する情報提供 / ・ワクチンの研究開発 / ・ワクチンの備蓄 / ・ワクチンの接種体制の整備 / ・抗インフル薬の備蓄 / ・地域医療体制の整備